

公益財団法人札幌国際プラザ有料広告掲載取扱要領

平成 17 年 6 月 28 日 事務局長決裁

平成 28 年 3 月 15 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この取扱要領は、公益財団法人札幌国際プラザ（以下「プラザ」という。）が保有する物品及び印刷物等（以下「プラザ保有財産」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いを定め、外国籍市民、観光客及び国際交流事業参加者等に対する情報提供を補完することを目的とする。

(広告媒体の種類)

第 2 条 広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 機関誌
- (2) ホームページ
- (3) 交流サロン P R コーナー
- (4) その他広告媒体として活用できるプラザ保有財産

(広告掲載者)

第 3 条 広告は、法人、個人を問わず掲載することができる。

- 2 広告の内容には、原則、広告掲載者の氏名または名称を明示しなければならない。ただし、掲載内容が広告であることが明らかな場合は、この限りでない。
- 3 広告枠数に限りがある場合等は、プラザの賛助会員およびプラザの運営に関連した広告を優先的に取り扱う。

(掲載基準)

第 4 条 広告媒体に掲載する広告は、プラザの品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、読者又は閲覧者に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) プラザが広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (4) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (5) そのほか広告媒体に掲載する広告としてプラザが不相当と認めるもの

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 機関誌に掲載する広告（以下「機関誌広告」という。）
枠数は最大 7 枠とし、その規格は、1 枠当たり誌面の 1/8 とする。ただし、同一ページで隣り合う 2 つの枠をもって 1 つの広告とすることができる。
- (2) ホームページに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）
枠数は最大 4 枠とし、その規格等は、原則として次のとおりとする。
 - ア 大きさ 縦 80 ピクセル×横 220 ピクセル
 - イ 形式 GIF（アニメーションは不可）又は JPEG
 - ウ データ容量 8KB 以下
 - エ その他 ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるものは掲載しない。
- (3) 交流サロン P R コーナーに掲載する広告
1 ケース（A4 サイズのパンフレットが収納可能な奥行き 4cm のケース）に収納可能なものとする。
- (4) その他広告媒体として活用できるプラザ保有財産に掲載する広告（以下「その他広告」という。）
別に定める。

（広告の掲載位置）

第 6 条 広告の掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 機関誌広告
プラザが決定する。
- (2) バナー広告
1 枠につき、札幌国際プラザ日本語版トップページ下部と、下記より申請者の希望する 1 か所に掲載する。
 - ア 札幌国際プラザ英語版トップページ下部
 - イ 札幌国際プラザ多文化交流部日本語版トップページ右下
 - ウ 札幌国際プラザ多文化交流部英語版トップページ右下

（広告の掲載期間等）

第 7 条 広告の掲載期間等は、次のとおりとする。

- (1) 機関誌広告 1 発行回につき当該機関誌の発行期間とする。
- (2) バナー広告 1 か月単位とする。
- (3) 交流サロン P R コーナー広告 1 か月単位とする。
- (4) その他広告 別に定める。

（広告掲載料）

第 8 条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

(1) 機関誌広告

規格等	料 金
1 枠・1 発行回	20,000 円
2 枠・1 発行回	40,000 円

(2) バナー広告

規格等	一般料金	会員料金
1 枠・1 ヶ月	15,000 円	7,000 円
1 枠・2 ヶ月	25,000 円	12,000 円
1 枠・3 ヶ月	35,000 円	17,000 円
1 枠・4 ヶ月	45,000 円	22,000 円
1 枠・5 ヶ月	55,000 円	27,000 円
1 枠・6 ヶ月	60,000 円	30,000 円
1 枠 10 ヶ月以上 12 ヶ月以内	100,000 円	50,000 円

(3) 交流サロンPRコーナー広告

規格等	一般料金	会員料金
1 ケース・1 ヶ月	2,000 円	1,500 円
1 ケース・2 ヶ月	3,500 円	2,500 円
1 ケース・3 ヶ月	5,000 円	3,500 円
1 ケース・4 ヶ月	6,500 円	4,500 円
1 ケース・5 ヶ月	8,000 円	5,500 円
1 ケース・6 ヶ月	9,000 円	6,000 円
1 ケース・10 ヶ月以上 12 ヶ月以内	15,000 円	10,000 円

(4) その他広告

別に定める。

(掲載申込等)

第9条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式 1-1、様式 1-2 又は様式 1-3）によりプラザに申し込むものとする。

2 プラザは、前項の規定による申し込みがあったときは、速やかに掲載の可否を決定し、その結果について広告掲載決定通知書（様式 2-1 又は様式 2-2）又は広告非掲載決定通知書（様式 3）により、申込者に通知する。

3 広告の申し込みが最大枠数を超えた場合は、抽選により決定する。

4 プラザは、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 申込者は、前条第2項の規定による掲載決定後、プラザが発行する請求書に従い広告掲載料を納付するものとする。

(広告原稿等の作成)

第 11 条 機関誌広告の原稿又はバナー広告の画像データは、申込者の負担で作成し、プラザが指定する期日までに、プラザが指定する方法により提出するものとする。

(申込者の責任)

第 12 条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 広告掲載料は原則として返還しない。ただし、プラザの都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(委任)

第 14 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度より継続して広告を掲載する場合には、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日から継続して広告を掲載する場合には、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。